

契約書作成上の留意点

石川県土木部

契約書の作成については、下記の点にご留意のうえ作成してください。

■工事名及び工事場所

入札時に入札情報システム等で交付する設計図書に記載されている工事名及び工事場所を、誤字脱字などに注意して記入してください。

■工期

着工日は、契約締結の日から7日以内（休日含む）の希望日を記入してください。
完成日は、設計図書等に記載してある完成期日を記入してください。

※余裕期間対象工事の場合

設計図書等に記載してある「着工日の期限」、「完成日の期限」の範囲内で、休日を除く希望日を記入してください。

■請負代金額

記載方法は次のとおりです。

①課税事業者

「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額」の欄に消費税相当額を記入する。

4 請負代金額	¥0,000,000.- (※入札額に消費税額を含んだ金額を記載してください。)
うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額	¥000,000.- (※上記のうち消費税額を記載してください。)

②免税事業者（※「免税事業者届出書」を提出）

「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額」の欄は、下記のとおり線を引く。

4 請負代金額	¥0,000,000.- (※入札額に消費税額を含んだ金額を記載してください。)
うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額	¥ _____

■請負代金の支払（請負代金額 200 万円未満は対象外）

記載方法は次のとおりです。

(1) 単年度契約の場合

①中間前金払を選択した場合

5 請負代金の支払	
前払金額	¥0,000,000.- 以内 (※請負代金額の40%以内で、10万円未満を切り捨てた金額を記載してください。)
中間前払金額	¥0,000,000.- 以内 (※請負代金額の20%以内で、10万円未満を切り捨てた金額を記載してください。)
部分払回数	_____ 回以内

②部分払を選択した場合、または中間前金払対象工事ではない場合

5 請負代金の支払

前払金額 ¥0,000,000.-以内 (※請負代金額の40%以内で、10万円未満を切り捨てた金額を記載してください。)

中間前払金額 ¥ _____ 以内

部分払回数 ○ 回以内 (部分払い回数は以下を参照してください。)

【※部分払回数】

請負代金額(税込)が	200万円以上	5,000万円未満	→	1回
	5,000万円以上	2億円以下	→	2回
	2億円超	3億円以下	→	3回
	3億円超	4億円以下	→	4回
	以降、n億円超	(n+1)億円以下	→	(n+1)回

(2) 債務負担行為(複数年度契約)に係る工事

①中間前金払を選択した場合

5 請負代金の支払

前払金額 令和〇〇年度 ¥0,000,000.-以内 令和〇〇年度 ¥0,000,000.-以内 (※年度は必ず記載すること)
(※各会計年度の支払限度額40%以内で、10万円未満を切り捨てた金額を記載してください。)

中間前払金額 令和〇〇年度 ¥0,000,000.-以内 令和〇〇年度 ¥0,000,000.-以内
(※各会計年度の支払限度額20%以内で、10万円未満を切り捨てた金額を記載してください。)

部分払回数 _____ 回以内

②部分払を選択した場合、または中間前金払対象工事ではない場合

5 請負代金の支払

前払金額 令和〇〇年度 ¥0,000,000.-以内 令和〇〇年度 ¥0,000,000.-以内 (※年度は必ず記載すること)
(※各会計年度の支払限度額40%以内で、10万円未満を切り捨てた金額を記載してください。)

中間前払金額 令和〇〇年度 ¥ _____ 以内 令和〇〇年度 ¥ _____ 以内 (※年度は必ず記載すること)

部分払回数 ○ 回以内 (部分払い回数は(1)②を参照してください。)

中間前金払の対象となる工事は、公共工事の前払金保証事業に関する法律第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事のうち、工事1件の請負代金額が200万円以上(債務負担行為にあっては、いずれかの会計年度の出来高予定額が200万円以上)の建設工事です。

対象工事については、「中間前金払と部分払の選択に係る特約条項」を契約書に綴ってください。(選択しない支払方法について、条項を二重線で見消しし、余白に「第〇項削除」と記入して押印してください。)

※詳細は「建設工事の請負代金に係る中間前金払の活用促進について」をご覧ください。

■ 契約保証金額

記載方法は次のとおりです。

① 契約保証金額欄に「免除」と記入する場合

- ・ 請負代金額 500 万円未満
- ・ 公共工事履行保証保険（履行ボンド）
- ・ 履行保証保険

6 契約保証金額 免除

② 契約保証金額欄に保証金額を記入する場合

- ・ 現金納付（保管証書）
- ・ 公共工事の前払金保証事業に関する法律第 5 条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社（東日本保証会社(株)等）による契約保証
- ・ 銀行等による契約保証

6 契約保証金額 ¥0,000,000.-

■ 分別解体等の方法

当該契約が建設リサイクル法対象かどうか、対象であれば「分別解体等の方法に係る別紙」の記入項目について、事前に契約担当者（設計担当者）へ確認してください。

① 建設リサイクル法対象工事

契約書第 7 項を下記のとおり記入し、「分別解体等の方法に係る別紙」を契約書に添付してください。

7 分別解体等の方法等 別紙のとおり

② 建設リサイクル法対象外工事

契約書第 7 項を下記のとおり削除し、「第 7 項削除」と記入のうえ押印してください。
「分別解体等の方法に係る別紙」は契約書に添付しないでください。

~~7 分別解体等の方法等 別紙のとおり~~ 第 7 項削除 印

■ 契約日

契約書の提出期限は、落札決定の通知をした日から起算して 5 日以内（休日を除く。）です。なお、提出期限までに提出がない場合は、契約を締結できませんのでご注意ください。

<例> 火曜日に落札者決定通知 → 翌週の月曜日（祝祭日がない場合）
金曜日に落札者決定通知 → 翌週の木曜日（ " " ）

■ 契約書の綴り順

①～⑧順に綴り、袋とじして割印をしてください。

下表の（※）に関しては、対象工事の契約書にのみ添付するものですので、対象工事かどうか不明な場合は、事前に契約担当者にお問い合わせしてください。

No.	別紙様式	備考
①	建設工事請負契約書	必須
②	分別解体等の方法に係る別紙※	※建設リサイクル法対象工事のみ
③	債務負担行為に係る契約の特則※	※債務負担行為（複数年度契約）に係る工事のみ
④	石川県建設工事標準請負契約約款	必須
⑤	追加条項に係る別紙（設計図書の変更に係る受注者の提案）※	※契約後 V E 対象工事（原則、予定価格 3000 万円以上の工事）のみ
⑥	石川県建設工事総合評価方式試行における評価内容の担保にかかる特則※	※総合評価方式対象工事（原則、予定価格 3000 万円以上の工事）のみ
⑦	中間前金払と部分払の選択に係る特約条項※ （選択しない支払方法について、条項を二重線で見消しし、余白に「第〇項削除」と記入して押印してください。）	※中間前金払対象工事のみ
⑧	低入札価格調査対象工事における特約条項※	※低入札価格調査制度により落札した事業者のみ

■ 契約書と併せて提出する書類

下表の（※）に関しては、対象工事の契約書に併せて提出するものですので、対象工事かどうか不明な場合は、事前に契約担当者にお問い合わせください。

No.	別紙様式	備考
①	契約保証証書又は保険証書※	※請負代金額 500 万円以上の工事のみ
②	免税事業者届出書	<u>免税事業者</u> （消費税を納める義務が免除されている事業者）のみ提出（ <u>課税事業者の届出は不要</u> ）

上記①「契約保証証書又は保険証書」について、保証事業会社による契約保証を付する場合は、電子証書等閲覧サービスによる電磁的方法による提出でも構いません。この場合、保証事業会社から交付される『電子保証にかかる「認証キー」のお知らせ』（PDFファイル）をメールで提出してください。